

第1回小牧市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日 時	令和8年5月18日（月） 午後2時から
場 所	小牧市役所本庁舎6階601会議室
出 席 者	<p>委 員 中尾委員、位田委員、黒田委員、丹羽委員、吉田委員、野垣委員、川崎委員、小木曾委員、脇田委員、夏目委員、鈴木委員、舟橋委員、松浦委員</p> <p>オブザーバー 田代地域アドバイザー</p> <p>事務局 福祉部長 江口、福祉部次長 山本、障がい福祉課長 浅野 障がい福祉課障がい福祉係長 丹羽、障がい福祉課 伊藤 株式会社エディケーション 大野氏、林氏</p>
欠 席 者	船越委員、森島委員、宮腰委員
会議の公開	公開
傍 聴 人	1人
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委嘱状の交付 3 委員の紹介 4 会長及び副会長の選任 5 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会議の公開について (2) 計画の概要及び策定スケジュールについて (3) アンケートの実施について 6 その他

事務局：定刻になりましたので、ただいまより第1回小牧市障がい福祉計画等策定委員会を開催いたします。現在の傍聴者は1名です。傍聴者におかれましては、この後会議の公開についてを議題としております。非公開となった場合にはその時点で退室していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。次に、資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

1 あいさつ

事務局：それでは、会の開催に先立ちまして、福祉部長の江口よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：皆様、こんにちは。福祉部長の江口と申します。皆様におかれましては、小牧市障がい福祉計画等策定委員会委員をお引き受けいただき、第1回小牧市障がい福祉計画等策定委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は尾張北部圏域地域アドバイザーの田代様にもご出席を賜っております。当委員会にご参加いただきましてありがとうございます。また、皆様には日頃より、本市の障がい者施策の推進に対しまして多大なるご理解とご協力を賜っておりますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。さて、現行計画の第7期小牧市障がい福祉計画・第3期小牧市障がい児福祉計画の計画期間が本年度をもって終了となるため、令和9年度を初年度とする新たな計画の策定に向けて検討を進めていく必要があります。この2つの計画は、障がいをお持ちの方々が安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス利用の見込み量やサービス提供体制を確保していくための重要な指針となるものであります。計画については、基本的には国が定める指針等に沿って本年度中に策定をまいりますが、本市としては委員の皆様から幅広くご意見を賜りながら、できる限り当事者やご家族等に寄り添った計画としてまいりたいと考えております。そのため、限られた期間ではあります。が、忌憚のないご意見を頂戴しながら議論を進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。なお、本日の会議ですが、アンケート調査の内容を中心に進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。結びに、当委員会での議論が、すべての人がともに生きる地域共生社会の実現につながっていくことをご期待申し上げまして、簡単ではあります。が挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

2 委嘱状の交付

事務局：委員の皆様方には、委員の就任につきましてご快諾を賜りましたことにお礼を申し上げます。本来であればお一人ずつ委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の都合上、机上配布とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

3 委員の紹介

事務局：続いて、委員のご紹介につきましては大変恐縮ではございますが、資料2の委員名簿と本日お配りさせていただきました配席表にて代えさせていただきますと思います。また、本会議には尾張北部圏域地域アドバイザーの田代様にもご出席をいただいております。ご助言をいただきながら策定を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日、愛知県立小牧特別支援学校の舩越委員、小牧市幼児教育・保育課の森島委員、小牧市教育委員会事務局学校教育課の宮腰委員の3名におかれましては欠席のご連絡をいただいております。次に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

<事務局職員の紹介>

事務局：現在、当委員会の会長及び副会長は空席となっておりますので、会長及び副会長が選出されるまでの間、仮議長として事務局の浅野が務めさせていただきます。

4 会長及び副会長の選任

事務局：それでは、次第4「会長及び副会長の選任」に移ります。会長及び副会長の選出方法につきましては、小牧市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第5条により、委員の互選により選出することとなっております。まず、会長につきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

小木曾委員：今までの障害者自立支援協議会のご経験もあり、学識経験者として幅広い知見をお持ちの中尾委員にお願いしてはいかがでしょうか。

事務局：小木曾委員より、会長に中尾友紀委員をとのご推薦がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

<異議なし>

事務局：ありがとうございます。それでは、会長を中尾委員とすることに決しました。ここで仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございます。中尾委員におかれましては、会長席へご移動をお願いいたします。

<中尾委員が席を移動>

事務局：それでは、中尾会長よりご挨拶をいただければと思います。

中尾会長：中尾と申します。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。私は、前回の計画に続きこの職に就くことになりました。ここにいらっしゃる皆様方は小牧市在住または関係の方だと思います。この計画は市民の方にとって非常に重要なものだと思いますので、皆様の意見をなるべく引き出せるようにして、皆様にとってのベスト、あるいはセカンドベストになるかもしれませんが、よりよいものを作っていくことができるよう努めていきたいと思っておりますので、皆様方もご協力をよろしくお願いいたします。

します。

事務局：ありがとうございました。以後の議事進行につきましては、中尾会長にお願いしたいと思います。

中尾会長：それでは引き続き、副会長の選任に移ります。副会長につきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

川崎委員：社会福祉協議会の会長をやっておられます、吉田委員にお願いしてはいかがでしょう。

中尾会長：ありがとうございます。副会長に吉田委員をとのご推薦がありましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

<異議なし>

中尾会長：ありがとうございます。それでは、副会長を吉田委員とすることに決しました。席の移動をお願いいたします。

<吉田委員が席を移動>

5 議題

(1) 会議の公開について

中尾会長：それでは、議題1「会議の公開について」、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局説明>

中尾会長：事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。特にないようですので、事務局のご説明どおり本会議は公開とすることとしたいと思います。いかがでしょうか。

<異議なし>

中尾会長：それでは、本会議は公開といたします。

(2) 計画の概要及び策定スケジュールについて

中尾会長：続きまして、議題2「計画の概要及び策定スケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いいたします。

<事務局説明>

中尾会長：事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

位田委員：パブリックコメントについて、どういった形で皆様に聞いていくのか、また1月頃とありますがいつ頃になるのか等、できる限り具体的に教えていただけると皆様にある程度告知してパブリックコメントについての声かけができるので、教えていただけると助かります。

事務局：パブリックコメントにつきましては、小牧市は全庁的にルールを定めております。今年度のパブリックコメントの予定は広報広聴課で今ちょうどまとめている最中か

と思いますが、広報や市ホームページで皆様にお知らせをすることになるかと思
います。本計画のパブリックコメントの実施方法についてはまだ詳細は決まってお
りませんが、市ホームページや広報に掲載するとともに、市民センターやコミュニ
ティセンターなどといったところに計画案を設置し、意見をいただくような形にな
るかと思えます。パブリックコメントが終わりましたら、実施結果を市ホームペー
ジや広報等で皆様にお知らせさせていただくという流れになります。

中尾会長：恐らく、一番見る機会があるのは広報誌になるかと思えます。それと、市役所等
の目にする機会があるところでの実施に加えて、インターネットを通じて市役所のホ
ームページでも周知されるということです。パブリックコメントで意見を送る方法
については、インターネット上で提出する形式にされるのですか。

事務局：インターネット上での提出については、担当課にも確認して検討させていただき
たいと思えます。

中尾会長：いずれにしても、次の策定委員会の時までには明確に決定して、その時点でどう
いう方法になるかを再度皆様にお知らせすることができる、ということですよ。

事務局：第3回策定委員会になると思えますが、パブリックコメントの前には実施方法をお
示しさせていただきたいと思えます。

中尾会長：ありがとうございます。恐らく皆様から関係者に周知していただくと、ご覧いただ
けて意見がいただける可能性が高くなると思えますので、ぜひお願いします。事務局
よりご説明がありましたが、この会議に課せられた使命は計画を策定する、とい
うことです。今の計画は今年度が最後の年にあたりますので、来年度から始まる3
年の計画を今年度のうちに策定するということになります。スケジュールをご覧い
ただいたとおり、本日が第1回の策定委員会になっておりまして、そして第2回
のところを見ていただくともうアンケート調査の結果報告となっておりますので、本
日アンケート調査の内容をほぼ確定して進んでいくことになります。そして、アン
ケート調査の結果を踏まえて案ができあがってくるということになります。この計
画で重要なのは、どのサービスをどのくらいの量を行うのかという見込み量を策定
するというのが最も大きなことになります。なので、そのあたりをアンケート調査
の結果からうかがって計画を立てていくということになりますので、皆様忌憚のな
いご意見をいただければと思えます。

(3) 現行計画の目標と現状について

中尾会長：それでは、議題3「現行計画の目標と現状について」、事務局よりご説明をお願い
いたします。

<事務局説明>

中尾会長：事務局からご説明がありました内容について、何かご質問やご意見があればお願い

いたします。この資料には現行計画の成果目標と、それに対してどのくらい達成できているのかという実績が書かれているかと思いますが、事務局としてこれは計画どおり達成できていると感じられているところや、少しこのあたりはできていないというように感じられているところなど、ご報告にあたって感じられているところがあれば教えていただければと思います。

事務局：計画の目標値というところで申しますと、例えば「1. 施設入所者の地域生活への移行」や「2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」といったところにつきまして、後者は数字としては達成しておりますが、こういったところは実質的にはまだ不足しているように感じております。今後より一層力を入れていかなければいけないのではないかと感じているところを申しますと、例えば「3. 地域生活支援の充実」というところでは、まだ福祉サービスを利用されていない方の把握や、例えば8050世帯のような方で親御さんがお亡くなりになられた状況になった時に残されたお子さんが引き続き安心して生活できる環境、それが地域なのかグループホームなのか入所施設なのかというところはあると思いますが、引き続き安心して生活ができるようにというように意味で、地域生活支援拠点といったところにまずまず力を入れていかなければいけないのではないかと感じております。また、例えば「5. 障害児支援の提供体制の整備等」では、サービス利用計画、いわゆるケアプランの作成が必要な方のところに行き届いていないのではないかとというようなところもございますので、実質的にこういったところに今後力を入れていかなければいけないのではないかと感じております。

黒田委員：地域生活支援拠点の充実に関連して、私たちが利用している法人も拠点として登録はしているようですが、昨年職員に聞いたところまだ利用している人がいないということでした。地域生活支援拠点について、もう少し障がい者の皆様に知らせていただくことは難しいのでしょうか。グループホームの一室を地域生活支援拠点としておりますので、せっかく登録している以上はやはり利用していただけるとよいと思っております。

事務局：本市においては、令和7年4月からこの地域生活支援拠点の登録制度を開始しました。正直に申しますと、まだ始まったばかりということではありますが、されどもう1年も経ったということも正直な思いです。おっしゃるとおり、障がいをお持ちの方やそのご家族にこうした地域生活支援拠点について周知することが必要だということでは感じておりますが、まず支える側である拠点の数を増やすということも1つの課題であると感じております。開始した昨年4月時点では登録していただいている法人事業者さんも数はそれほど多くありませんでしたが、この1年をかけて報告させていただいた5法人10事業所に拡大してきたところです。ただ、小牧市の規模から考えるとまだ足りていないというように感じておまして、より登録

していただけるようにまずは事業者のほうへ周知等をさせていただき、体制がある程度整う必要がありますので、そういった中で皆様にもお伝えをしていきたいというように考えております。

鈴木委員：「4. 福祉施設から一般就労への移行」について、例えば就労移行支援事業所でも、利用したのが市内の事業所なのか市外の事業所なのか、あるいはその対象者をどうやって把握するのかといったところはどのようになっているのでしょうか。例えば小牧市民の方に対しても、その方の活動地域や方向性によっては市外の事業所をお勧めする場合がありますし、時にはインターネットで調べて名古屋市の実業所に行かれる方もいます。そのことを考えるとどのように対象者を計上しているのかわからないので、教えていただければと思います。

事務局：こちらの調査につきましては、まず、毎年愛知県の方から市町村に対して、就労移行支援A型・B型といった市内の対象の実業所について利用者数を調査するという通知が来ますので、それに基づいて小牧市から市内の実業所に調査をさせていただき、愛知県に報告をした数値です。

鈴木委員：実感として、もう少し該当者がいらっしやるように感じますが、これほど少ないのでしょうか。

事務局：そこまでの高い数字に達していない要因となると、各事業所にも聞き取りや確認が必要になると感じております。

小木曾委員：まず、「5. 障害児支援の提供体制の整備等」のところで、③の「医療的ケア児に関するコーディネーターの配置」について、基準値が2人で指標を5人に増やすという形で設定したところ、実績としては令和7年4月1日時点で6名配置しているということだと思います。かつて自立支援協議会で出された配置数よりは増えており、きっと養成講座を受講した人が多くなってきていると思いますが、以前お聞きした話では市の職員や社会福祉協議会さん、保健センターさんの方が受講しているということでした。この6人という実績は、例えば障害児相談の要となっているあさひ学園さんや、2か所の児童発達支援センターにもそれぞれ配置をしていくという構想の下での配置数になっているのでしょうか。また、そのコーディネーターとなった方が異動してしまって、また別の方が受講し直さなければいけなかったり状況がわからなくなったりするようでは意味がないと思うので、異動の心配がなくてずっと随時把握ができる方についてもらえるとありがたいというイメージがあります。そのあたりは数字では見えないので、どのような状況かという思いはありますし、最低でも児童発達支援センターには配置してほしいという希望があります。もう一点、「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築」というところについて、どういうことなのか詳しく教えていただければと思います。

事務局：医療的ケア児コーディネーターにつきましては、毎年県の養成講座を受講しており

ます。基本的にはコーディネーターが必要になる関係機関、例えば基幹相談支援センター、障がい福祉課、子育て世代包括支援センター、幼児教育・保育課、学校教育課、保健センターといったところへの配置が必要であると考えており、相談を受けるだけではなく関係機関との調整をするような、そういったコーディネート役となるようなところにまずは配置すべく養成を進めているところです。おっしゃったとおりどこの組織でも基本的には人事異動があらうかと思しますので、そういったことも念頭に配置を進めているところになります。私どもでいいますと、職員に社会福祉士がおりまして、社会福祉士であれば基本的には先ほど挙げました部署が異動先の大きなウェイトを占めるというように思っておりますので、今後も関係部署も含めてそういった観点から養成をしていきたいというように考えております。ちなみに、あさひ学園には医療的ケア児コーディネーター養成講座を受講したものがおりますのでよいかと思いますが、児童発達支援センターの方にはまだおりませんので、年度ごとの状況を見ての受講にはなりますが、今後こういった機関のこういった方に受講していただくのがよいか、というところを関係機関とも相談しながら養成をしていきたいというように考えます。2点目のインクルージョンについては、「(参考)基本指針」のところにも障がいをお持ちの児童の方の地域社会への参加・包容と記載されております。例えば、広い意味になるので少しずれるかもしれませんが、障がいのあるお子さん同士だけではなく健常のお子さんとも一緒に関わりをもつことで、それはお子さん自身の経験にもなりますし、健常のお子さんにとっても成長するうえで理解につながるという面があるかと思っております。今は児童の方を例に出しましたが、これは大人においても同じだと思っておりますので、そういったお互いに理解を深め参加し合うというところで、地域包括ケア・地域共生社会に向けたインクルージョンの推進ということで参加・包容を進めていきたいというように考えております。

(4) アンケートの実施について

中尾会長：それでは続きまして、議題4「アンケートの実施について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

<事務局説明>

中尾会長：事務局からご説明がありました内容について、ご質問及びご意見があればお願いいたします。それではまず私から1点おたずねしてもよろしいでしょうか。資料7の児童用で気になっていることがありまして、表紙の「ご記入の前に」のところに「ご家族の方などがご本人の現状を回答してください」と書かれており、前提としてご家族の方が代わりにお子さんのことについて回答するという体裁にされていると思います。その前提で設問をみていくと、例えば問28の「障がいと障がいのある人へ

の理解を深めるために、何が必要だと思いますか」などは、ご家族の方がご家族の思いを回答してしまう可能性があると思っています。障がい者用の「ご記入の前に」では、「ご本人がなんらかの事情で記入できない場合は、ご家族の方などに代筆していただくか、ご本人の意思を尊重して代わってご回答ください」となっていますし、本来児童用もご家族が回答するが児童本人の思いが出るような形で回答していただくものであり、児童のご家族の思いを回答してもらうというものではないと思いますので、そうであれば少し最初のところに工夫が必要ではないかということを感じました。児童用の調査では、児童本人のことを聞こうとしているのか、あるいは児童を抱えるご家族の思いをたずねようとしているのか、どちらになりますでしょうか。その回答によってはこのままでもよいかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：児童用については、前回計画を策定した時のアンケートで、ご家族の方から「お子さんの意向を、というもののよくわからないので白紙で出させていただきます」というような意見が複数ありました。基本的にはお子さんの意向を把握したいということが前提になりますが、そのあたりをどう工夫させていただいたらよいかというところで、今回こういった表現にさせていただきました。ただし、おっしゃるとおりもしも誤解を与えるようであれば、再度表現を工夫した方がよいと思っています。

中尾会長：中学生や高校生など、ご本人が回答可能という方もいらっしゃると思います。その場合は本人が回答するということがよいかと思いますが、それもやはりご家族が代わって回答してしまうということには違和感があります。障がい重度の場合、なかなかご自身のことを表現することが難しい方もいらっしゃるかと思います。何の調査かわからなくなることは避けたいです。ご家族の思いを把握するのであれば、それはまた別のアンケートになると思います。

事務局：それでは、ご本人の意思を、ということがわかるような記載を検討させていただきまして、また会長にご相談というような形でよろしいでしょうか。

中尾会長：よろしいでしょうか。調査票を修正する可能性があります。皆様にお諮りすることが難しい場合もあるかと思いますので、その場合は大変恐縮ですが、事務局および会長あるいは副会長にご一任いただければと思います。

松浦委員：資料を見ていると、質問文に「あなたは」と付いているものと付いていないものがあります。どのように使い分けをしているのか、違いを教えてくださいませんか。

事務局：まず、「あなた」については、「ご記入の前に」の上から6番目にあるとおり、「あなた」とは、宛名の障がいのある方ご本人のことです」というように定義させていただいております。そのうえで、各設問の「あなた」という表記があるかないかというところですが、基本的には何か差があるわけではございませんので、その有無については整合性を取らせていただきたいと思いますと考えております。

中尾会長：これは何度も行ってきた調査であり、経年変化をみるという意味で以前の調査の質

間のまま使っていることもありますので、恐らくそのあたりで少し表記揺れが出てきているかと思います。ただ、答える側が混乱するような設問では問題が生じるかと思いますが、そのあたりの整合性をしっかり取っていただいて、答える側がしっかりと思いを回答できるような形に整えていただければと思います。

田代アドバイザー：資料7の児童用のアンケートの対象者は、18歳未満ということでしょうか。そうすると、児童用の問33では基本的なサービスのすべてに○をつけられるようになっていて、改善してほしいサービスを選ぶ形式になっています。恐らく18歳未満でも学校に所属していないと就労継続支援B型などを利用している方もいらっしゃるのでは、すべて表記されているのだと思いますが、そのような理解でよろしいですか。恐らくお子さんでは行動援護などを使われる方が多いと思いますが、一人でもそれぞれのサービスに該当するといけないので選択肢に入れている、というようなイメージでよろしいですか。

事務局：今の問33について、例えば「5. 生活介護」や「6. 自立訓練」、7～9の就労系のサービスといったところは基本的に18歳以上の方が利用されるサービスかと思いますが、ただ、おっしゃるとおり、基本的には18歳以上をメインとしたサービスであっても、例えば中学校を卒業してすぐに働く方や高校には進学しないという方については、そのサービスを利用することが適切だということであれば利用することができますので、アンケートに盛り込んでいるということになります。

位田委員：私も障がいのある娘がいますので、その気持ちになって資料6の障がい者用の調査票を読んでいました。少しわかりづらかったのが問6の本人の収入のところ、これはお仕事をされている方に対してなのか、それとも年金もその収入として考えるのかがわかりづらいので、わかりやすくされるとよいかと思います。

事務局：こちらは総収入とさせていただいておりますので、年金等も含んだものになります。そのあたりはわかりやすいように注釈をつけるなどの記載をさせていただきます。

中尾会長：前回の調査との比較や、あるいは他の都道府県や市町村の調査結果を見ながら数字的な比較検討ができるようにすることなども考えると、ワーディングはすごく難しく、ただ加えればよいという問題でもないこともあるので。ただし、回答する側がやはり回答しづらくなってしまうと大変だと思いますので、ご検討をお願いします。

吉田委員：資料7の児童用の問27で、「令和6年4月1日から、会社やお店など民間の事業者にも「合理的配慮の提供」が義務づけられました」とありますが、この「合理的配慮の提供」というのはどのような形で義務づけられているのでしょうか。例えばヘルプマークなどは電車の中などでも表示を見ることがありますが、この合理的配慮の提供に関する表示は会社やお店等で見たことがなく、なかなか障がい者に対するサポートのようなものもあまり見受けられないような気がします。これは国の制度だと思いますが、どのような形で反映されているかをお聞きしたいと思っております。

事務局：この問27において個々の具体的なケースの想定というものはございませんが、おっしゃるとおり例えば電車の中には優先席があったり、駐車場にはそういったハンデをお持ちの方が優先の駐車スペースというものがあつたりすると思います。そういった目に見える形以外の場面では、例えば市役所でも、受付カウンターの椅子が置いてあるところに車椅子の方がいらつしゃると椅子を移動して車椅子の方にカウンターを使つていただく、といったように、表示がなくとも可能な限り障がいの有無にかかわらず平等に利用できるようにする、そのための行動や対応が合理的配慮とご理解ください。市役所以外も含めて、生活をするうえでのそういった合理的配慮のところでは障がい者への理解といったものを感じますか、というような設問として作らせていただいております。

吉田委員：わかりました。この合理的配慮に関連した設問として「障がい者理解が以前に比べて進んでいると感じますか」というものにされたということで、「進んでいる」「進んでいない」に加えて「わからない」という選択肢もありますが、こういう時代の中でどの程度理解が進んでいるのかということ把握する目的だと思います。電車の優先席などは一般的に周知が進んでいると思いますし、障がい者理解が進んでいるとよいとは思いますが、とはいえ現実的には電車の中で高齢者が立っいてもスマートフォンを見ていて席を譲らない人がいるという時代ですので、そのことも踏まえて結果を見ていけるとよいかと思います。小牧市内においては、市民会館や公民館である程度バリアフリーが進んでいるのでよいと思っております。

中尾会長：今の話に関連して、問27では「会社やお店など民間の事業者」というように指定されています。令和6年4月1日から義務づけられたのはそのとおりだと思いますが、学校や公共施設に関してではなく広く普段の生活の中でどうか、というところを聞きたいということでこういう書き方をされているのですね。

事務局：はい、そうです。障害者差別解消法がありまして、以前はそうした法律自体がない中でこの法律が制定され、合理的配慮の提供については、まずは官公庁には義務を、民間事業者には努力義務を定めていました。その後、この令和6年4月からは民間事業者にも義務とする改正がされましたので、官公庁以外のところがやはり生活のうえでは関わりが広く深いというところでのこの設問を設定させていただいた次第です。

舟橋委員：今回のこの調査の対象者について確認ですが、先ほどの事務局からの説明では障がい者の方が1,200人、児童の方が300人ということでした。ですが、それぞれの調査票の表紙には手帳をお持ちの方で受給者の方を無作為に抽出すると書かれていて、例えば受給していない方で手帳をお持ちの方への調査も行うというように理解してよいのでしょうか。

事務局：今回のこの計画は、あくまでもサービスの見込み量やその提供量を確保するための

確保策を議論するものになります。また、その見込み量は令和11年度までの3年分というところもございますので、現在サービスを利用されている方に対して、現状や今後のことで設問を作らせていただいて、調査をさせていただくことを考えています。

舟橋委員：そうすると、表紙の文章の表現と合わないところがありますが、そのあたりの調整は必要ないのでしょうか。無作為に抽出すると書かれていることをそのまま受け止めると、障害者手帳を持っている方もサービス受給者の方も抽出されるということになります。今の説明ですと実際は受給者の方だけが対象の調査ということですよ。今の文章では、障害者手帳を持っていてサービスを利用していない方も対象者に含まれて、その中から無作為に抽出されるというように想像できてしまいますが、そのあたりの誤解を生む表現について調整する必要はないでしょうか。

事務局：今のご意見は、例えば資料6の障がい者用のほうでいきますと、表紙の「アンケートについてのお願い」の下の文章のうち、4～5行目のあたりの記載についてご指摘いただいているかと思います。まず、障害福祉サービスなどのサービスをご利用される方とは、身体障がいのある方や知的障がいのある方であれば基本的には手帳をお持ちの方となります。また、精神障がいのある方であれば手帳をお持ちの方に加えて、医療機関で診断書を受け取った方が対象になります。そのうえで、手帳をお持ちの方および障害福祉サービスまたは地域生活支援サービスの支給決定を受けている18歳以上の方の中から無作為というような形にさせていただいておまして、対象者を限定させていただいたうえでその中から無作為に抽出させていただくこととなりますので、ご指摘の点については支障がないというように考えています。

舟橋委員：対象者となる1,200人と300人について、受給者の全量調査というように理解していましたが、そうではないのですか。

事務局：サービスを利用されている方はその人数以上いらっしゃいますので、その対象者を絞った中から無作為に、障がい者用であれば1,200人の方を無作為に抽出させていただくということです。この部分の記載が誤解を与えてしまうようであれば調整をさせていただきたいと思いますが、基本的に障害福祉サービスをご利用の方というのは障害者手帳をお持ちの方になりますので、設問についてはそうした方にご回答いただくようなものにさせていただいています。

舟橋委員：そうすると、全量から比べると何割くらいの方が抽出されるのですか。

事務局：申し訳ございませんが、サービスの利用人数は今手元にないので、請求ベースにはなりますが、毎月障害福祉サービスの請求をいただいているのはおよそ1,900～2,000件弱であったかと思います。この件数には重複で複数の事業所を利用されている方も含まれておりますが、おおよその目安ということでお伝えさせていただきます。実際にはその中で支給決定をしている人から無作為に抽出させていただくこと

としています。

中尾会長：これは施設等も含めて実際に障がいのある方と関わられている方にお願ひですが、身近にも恐らく抽出されてこのアンケートが届く方がいらっしゃるかと思います。アンケートにおいては回収率を上げることが非常に重要だと思ひますので、身近にアンケートが配られた方がいらっしゃるなら、ぜひ回答していただくようにお声がけくださればと思ひます。1,200人あるいは300人に調査票は送りますが、どれだけ回収できるかはまた別問題ですし、なるべく多く回収したほうが調査の精度はよくなると思ひますので、身近にいらっしゃるればぜひ周知していただきたいと思ひます。

黒田委員：6月であれば保護者会がありますし、前回の調査の時にもアンケートが届いた方にお願ひしたものの忘れてしまった方もいらっしゃるのでは、機会があれば出していただけるようお願ひをしたいと思います。

野垣委員：調査期間について、今回2週間程度とありますが、これは前回のアンケートを基にした妥当な期間だと捉えればよろしいでしょうか。

事務局：期間については、前回は2週間程度で実施をさせていただいております。

野垣委員：私どもは施設入所支援をさせていただいております。市内在住の方の中には施設に住所を置かれている方もいらっしゃいますので、もし抽出されれば恐らく施設にこういったアンケートが届く形になると思ひますが、内容を拝見する限り職員がご本人様の意思に代わって回答させていただき、もしくは内容的にはご家族様にお願ひするという話も出てくるかと思ひます。そうすると、2週間という期間ではもしかすると足りないのではないかとも思ひましたので、前回の状況を聞いたかったというところになります。

事務局：期間は区切らせていただきますが、ご協力いただけるようであればその期間を過ぎた後でもポストへ投函していただくか、もしくは障がい福祉課までお知らせいただければありがたいと思ひます。あまりにも期間が経ってしまうとアンケート結果に反映できないこともあり得ますが、期限を過ぎてもご協力いただけるようであればぜひよろしくお願ひいたします。

中尾会長：ありがとうございます。もし遅れて出すことがわかっているようであれば、恐らく事前にご連絡いただいたほうがよいと思ひます。

小木曾委員：先ほど会長からお話がありましたが、ご本人やそのご家族の方と関係している機関には事業所や相談機関など様々なものがあると思ひます。なので、アンケートを配布して回収するまでの間にも各事業所の連絡会などもあると思うので、そこでアンケートが送られてくることやご相談があればお答えに協力してほしいということを行行政のほうから伝えていただくことは可能ですか。

事務局：そういった場ではお願ひをさせていただきたいと思ひますので、その時にはよろしくお願ひいたします。

川崎委員：文脈が違っていたら申し訳ございませんが、現行計画の「はじめに」という前市長が書かれているところに、地域共生社会の実現を目指しているということが記載されています。このアンケートの内容をみるとすごくミクロな福祉となっているところがありますが、私も福祉サービスを提供する側として、法人としての努力はしているものの、サービスを受けられることと幸せに生きられるということはまた別物になってくると思っています。資料4の7つの成果目標の中にも共生社会というものもありましたし、先ほど事務局からインクルーシブな社会をつくることについての話もありましたので、ぜひこの機会にマクロな福祉を実現できるような質問内容を加えると、福祉部長も言われた国の指針だけではない地域に根差した福祉の提供というところにつながると思いましたので、意見とさせていただきます。

鈴木委員：以前の調査の時に、障がいによっては回答が難しい方がいらっしゃるのではないかという意見があり、確かその時はどなたかのサポートも含めて回答ができるようにする、というような話を伺ったような記憶があります。現状ではどのようにしているか、ということをお教えいただけますか。

事務局：アンケートの回答にあたって、ということかと思えます。おっしゃるとおり、障がいの内容も含めて様々な状況にある方がいらっしゃると思えます。アンケート自体は郵送で送らせていただきたいと思いますのですが、大事なのは回答方法ではないかと思えます。まず、調査票が届いたという時には調査項目が確認できるかどうか、というところがありますので、その点に関してはこれまでどおりルビを設定させていただいておりますし、音声コードも追加させていただいて、内容を把握していただけるような状況にさせていただこうと思っております。また、回答方法につきましては、これまでどおりの郵送によるものだけではなく、ポストまで行けないという方もいらっしゃると思えますので、インターネットでの回答も追加させていただいております。さらに、調査票の1枚目にも書かせていただきましたとおり、調査についてのお問い合わせということで、お電話いただければ職員がお電話で聞き取りなどをさせていただこうと思っております。そういったところで、少なくとも何らかの方法でご回答いただける、もしくは調査票が届いたということをご認識いただけるような方策はとらせていただいておりますので、これ以外にも何かこうしたほうがよいというものがあればご意見をいただければと思います。

鈴木委員：例えば、何かはわからないが来てしまったと思った方に向けて、電話番号だけでも上に大きく記載するのはどうでしょうか。サポートが必要な人がこれだけであればわかる、というところがあればよいと思えますが、この長い文章をすべて読んで下の電話番号に連絡できる方であればまったく問題ないと思えますし、そうではない方が対象だった時にどのように把握できるようにするのか、ということだと思えます。障がいといっても様々なものがある中で、回答が困難な方についても対象とな

るのであれば、事前にそれが配布の段階でわかってその方に合わせた形のアンケートができるのか、でもそれはやはり難しいのでそういう方は対象となり得ないのか。恐らく数年前の時にもそういう話が出ていたような気がします、どうでしょうか。せっかくやっていただくのであれば、ということはあるように思いました。

事務局：ありがとうございます。ご指摘の点について、例えば問い合わせ先を上部にするといったことは検討させていただきたいと思いますので、会長にもご相談させていただきながら作らせていただきたいと思います。

中尾会長：私もそうした議論があったことは記憶にあります。より困難な方のほうが調査に回答できなくて、意見を汲み上げることが難しいというお話がありましたし、実際にそういったことが起こる可能性は高いと思いますが、こういう方法をとっている限り難しいところもあるかと思えます。なので、皆様にも少しご協力いただきたいということになります、身近な单身の方などで、調査票が届いたということに気付かれた方がいれば、サポートをお願いしたいということです。恐らく今できることとしてはそのあたりかと思えますし、実際に施設等に関わられている方も多くいらっしゃると思いますので、回答に対してサポートが必要な方のことをお願いしたいということと、市役所へつなげる役割を果たしていただきたいというところです。

事務局：前回の調査の際の委員会の時にそういったご指摘をいただきましたので、その時に音声コードを追加させていただいたという経緯がありまして、今回はそれに加えてインターネット回答といった方法も設けさせていただいております。確かにこれだけの文字量があると見ることができるかどうかということが当然ありますので、ご指摘の点については検討させていただきたいということと、先ほどから出されている市内の関係事業所や団体といったところには、アンケートの実施についてご協力をお願いをしてみたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

野垣委員：資料6の障がい者用では問10、資料7の児童用では問5のところで、「障がい重複している場合は、重い方に○をつけてください」と書かれていますが、この「重い」とは何を基準にすればよいのでしょうか。障害者手帳で先に書かれているもの、といったような判断材料があるのでしょうか。

事務局：この「重い」というのは、障がいの程度が重い方という意味です。ただ、確かに何を基準に「重い」というのかということはあると思いますので、この部分をどのような記載にするかは検討させていただきたいと思います。ただ、最終的な回答にあたっての「重い」というのは、ご本人様やご家族の方のその時のその状況からご回答いただくことになろうかと思えます。

田代アドバイザー：現行計画を策定した時のアンケート調査について、計画の6ページに記載されています。それを見ると、この時は障がい者と児童を合わせて7,000人弱の方々に送られたようで、回答率が52.7%と記されているので、結構高いと感じました。

そこで、やはり一人ひとりにアンケートが届かないにしても、関係団体等へのヒアリングをされるかと思いますが、アンケートの他にどの程度ヒアリングをされるのでしょうか。また、前は7,000人弱の方に配布されていますが、今回障がい者で1,200人、児童で300人に絞った理由が何かあれば教えていただければと思います。

事務局：3年前の計画策定時には障がい者計画も併せて策定しております、その関係で障がい種別にアンケートを分けた形で実施しました。今回は見込み量や確保策を定める計画になりますので対象者を絞っております、その意味で設問についても見込み量や確保策に必要な項目等に絞った形で実施しております。

中尾会長：先ほどは次の質問に移ってしまいましたが、川崎委員からご指摘があったことについても、このアンケート自体が見込み量を中心に行っている、内容的に本当にミクロなところに焦点が当たっているものになっているというところ。ただ、実際に計画を変えていく時にはもう少しアンケート結果を基にして、どのように身近な地域社会をつくっていくのか、ということ議論することができればと思いますので、先ほどご意見をいただいた部分に関してはこの後お考えを出していただけると、計画として数字だけではなく心が入った内容のあるものにすることができるよう思います。ですので、アンケートについてはご意見などが出たところのワーディングを見直すことはあるかと思いますが、質問の内容等に関してはこのとおりでやらせていただいて、この後結果が出たところでもう少し中身に関してご意見をいただくこととなります。数字だけ出たとしても、それをどのように実行していくかということが重要なところですし、そこに皆様方も関わられているかと思うので、そこを踏まえて計画を策定していくことができればと考えております。

夏目委員：障がい者の方へのサービスがあることで、その方のQOLも上がることにつながると思うので、本当にありがたいと思います。せっかくアンケートをするのであればやはり読んでいただく必要も出てくるので、フォントについて、恐らく工夫されているとは思いますが、計画の本体の冊子も含めて可能であればユニバーサルデザインのフォントを使っていただくと読みやすくなるのではないかと思います。

中尾会長：ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。では、いただいたご意見の中で修正が必要な部分について、事務局のほうで再度練っていただき、原案を出していただいたものに関しては大変恐縮ですが私に一任いただいて決定していくということでご了解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

中尾会長：大変申し訳ありませんが、それでよろしく願いいたします。

6 その他

中尾会長：それでは最後に、その他に移ります。事務局から何かありますでしょうか。

事務局：第2回策定委員会につきましては、先ほどスケジュールのところでご説明させていただきましたとおり、9～10月頃を予定しております。日時につきましては改めてご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、お忙しい中恐縮ですがご出席賜りますようお願いいたします。

中尾会長：ありがとうございます。それでは、これで予定していた議題はすべて終了しました。皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。初めて参加される方もいらっしゃるということで、なかなかこういうところで意見を出すということも難しいかもしれませんが、できる限り話しやすい場を心がけて意見がしやすいようにと思っておりますので、また次回からもぜひよろしくお願いいたします。では、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：本日は、長時間にわたりご審議を賜り誠にありがとうございました。先ほどのとおり、アンケートにつきましては会長と相談のうえで実施させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日は以上をもちまして終了とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以 上